



【2008.10.16】 <TOIPCS>

■ 政府管掌健康保険は「協会けんぽ」に変わりました

—平成20年10月1日より—

◇ 中小企業等で働く従業員やその家族の皆様が加入されている健康保険（政府管掌健康保険）は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなりました。この協会が運営する健康保険の愛称を「協会けんぽ」といいます。

<何が変わるのか？>

- ① 職員は公務員ではなく、民間職員となります。
- ② 民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上を図ります。
- ③ 地域に密着した事業を展開します。
- ④ 職員の意識改革を行い、業務の効率化を進めます。

<保険給付の内容はどうなるのか？>

・医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容はこれまでと変わりません。

<保険料はどうなるのか？>

・協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。ただし、協会設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見を聞いた上で、都道府県別の保険料率が設定されます。この場合、年齢構成や所得水準の違いは、都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することになっています。順次新たな保険証への切替えが行われますが、切替が完了するまでは、現在の保険証を使用することができます。